

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会 議 年 月 日	令和8年6月26日（金曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午前11時58分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出 席 委 員 (8名)	委 員 長 勝田 鮮二 副 委 員 長 加嶋 辰史 委 員 岡田 実 西尾 彰仁 岩永 安子 魚崎 勇 平野真理子 岡田 信俊		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 議 員	なし		
事 務 局 職 員	庶 務 係 主 幹 杉本 裕未	議 事 係 主 任 岡崎 圭涼	
出 席 説 明 員	【福祉部】 福 祉 部 長 池上 朱美 次長兼地域福祉課長 小森 毅彦 地域福祉課課長補佐 清水 圭二 地域福祉課指導監査室長 山形 孝史 地域福祉課指導監査室室長補佐 片山 知美 次長兼長寿社会課長 松本 縁 長寿社会課課長補佐 渡邊 聡 長寿社会課鳥取市中央包括支援センター所長 藤木 尚子 障がい福祉課課長補佐 山根 径 生活福祉課長 西垣 隆司 生活福祉課課長補佐 谷村 彰彦 保険年金課長 竹内 大 保険年金課課長補佐 藤原 圭子 【健康こども部】 健康こども部長 竹内 一敏 こども家庭局長兼こども未来課長 小野澤裕子 こども未来課課長補佐 増田 和人 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 松田 啓子 こども家庭センター所長 森田 誠一 こども家庭センター所長補佐 加藤 敦子 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 光浪佐紀子 保健総務課課長補佐 岡本 芳奈 保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課課長補佐 尾崎真奈美		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時58分 開会

【健康こども部】

- ◆勝田鮮二委員長 それでは、ただいまから、福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程はお手元に配付のとおりです。今回、市立病院の議案がないため、健康こども部の議案審査を行

い、その後、福祉部の順に進めてまいりますので、お願いいたします。

それでは、健康こども部の議案審査に入ります前に、竹内健康こども部長より挨拶をいただきたいと思います。竹内部長。

○**竹内一敏健康こども部長** おはようございます。健康こども部長の竹内です。本日の福祉保健委員会で御審議いただき、健康こども部に係る議案につきましては、去る 6 月 18 日に御説明させていただきました 7 件で、補正予算が 1 件、条例の一部改正が 5 件、専決処分の承認が 1 件でございます。御審議のほど、今日はよろしくお願い致します。

◆**勝田鮮二委員長** 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いします。

議案第 75 号令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、議案審査に入ります。説明については、前回の委員会で、既にいただいております。

それでは、議案第 75 号令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。岡田実委員。

◆**岡田 実委員** 岡田実です。質問ですけれども、事業別概要書のほうのですね、38 ページの下の児童手当費っていうところと、これ、あと同じくなんですけど、40 ページの下の、前回もこれ質問、同じ説明があったんですが、40 ページの下の 1 歳 6 か月児健康診査費に当たるところと、それから、もう一つは、41 ページの下の A 類疾病予防接種費っていうところで、これ、福祉総合窓口業務包括委託っていうところになっておりまして、これ、近年の社会情勢の影響による大幅な賃金の上昇に伴ってというところで補正を組まれているところです。そこで、これ算定ですね、どれも多分同じような算定で来てると思うんですけども、例えばこの 38 ページの下段の児童手当費でいけば、補正額は 66 万円となってると思うんですけども、ここの、同じ形だと思うんですけども、どのような算定になったのかっていうところを教えていただけたらと思います。

◆**勝田鮮二委員長** 小野澤局長。

○**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** こども未来課、小野澤です。算定につきましては、同じ形で計算はされております。具体的に言いますと、賃金として 70 円時給を上げた形で、上がった分の計算をさせていただいて、それに伴う社会保険料と賃金との合計で、今回の増額の補正額とさせていただきます。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 岡田実委員。

◆**岡田 実委員** 分かりました。今、具体的に、時間当たり 70 円っていうところなんですけども、確認の意味も含めてなんですけれども、今の最低労働賃金には達しているかどうかっていう辺りはいかがでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 小野澤局長。

○**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** こども未来課、小野澤です。補正額の算定につ

きましては、当初見込んでいたスタッフの賃金、時給単価ですけども、そちらについては960円、それで、現在の鳥取県の最低賃金1,030円、そこの相違の差額の70円を、このたび増額補正させていただいております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。よく分かりました。今回、こう特別に補正予算で増額っていうところがあるんですが、この最低労働賃金っていうのは刻々と変わりつつあるものがあるって、そこに時間の差があったりもすると思うんですけども、これ、この費目だけではなくて、本市全体に関わることはあると思うんですけども、より早いタイミングでといいますか、情勢に合わせた対応していただきたいというところを要望しておきたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 じゃあ、ちょっと続けて質問してまいりたいと思います。39ページの上段の、子育て支援アプリ活用推進事業費についてでございます。これ、マイナポータルとですね、連携して、いろいろな管理もできるっていうところで、私自身は、これはすごく、素晴らしいアプリだなというふうに思って評価してるところでございます。このたびの補正っていうものは、30秒程度ですね、動画っていうものを組み立てて、10本ほど組み立てるっていうふうにあったと思うんですけど、これ、この動画ですね、コンテンツっていうか、狙いっていうかですね、どのようなものをこうアップしていこうとしているのかっていう辺りを教えていただけたらと思います。

◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課、小野澤です。このたびの動画配信ということにつきましては、少子化対策の若者チームのほうからの提言もありまして、今の若い方につきましては、子育て支援を鳥取市で何をやっているかというのが、なかなか周知されていないのではないかという問題点について、短編の動画によるアプリで、そういうのが見られるっていうことが、若い方にとっては、情報の周知するのに効果的ではないかというような提言いただきまして、このたび、こういった動画配信のアプリとか、ホームページでも見えるような動画をつくらうということになりまして、具体的には、やはり本市でやっております産後ケア事業であったりとか、あと、子育て支援センター、児童館等でやっております子育て支援の動画を配信していく予定としております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 楽しみにといいますか、しておきたいと思うんですけど、これ、いつ頃アップされますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 は今後の予定になりますけど、作成に少し時間がかかると思いますので、一応年度末を目指して、作成をしていこうと思っております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 そうしますと、できる頃に、また何か周知といいますか、していただきたいと

思います。よろしくお願いします。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 39 ページの下段なんですけど、市立保育園運営費です。既に、既決予算対応している分の説明がありました。また、白兔保育園のほうは、老朽化に伴う更新業務で、計画的な更新をしていくということで、今回第1期だっていうことです。今回の更新内容と、今後の計画について尋ねます。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課、濱田です。白兔保育園の設備の更新に係る今回の補正の内容につきましては、こちら、令和7年12月に、多目的室に対応しております一部の空調設備のほうで、故障で使えなくなったというところがありました。その調査の結果、室外機の塩害による腐食が原因だということでしたので、まずは、今回1期目としましては、故障をして稼働できなくなったものを中心に、更新をさせていただくこととしております。

また2期・3期の分につきましては、この2期・3期対象の設備につきましては、現在、まだ稼働が可能な状況でございますので、更新時期は特に定めておりませんけれども、今後のそれぞれの設備の状態などを見ていながら、適切な時期に更新をしていきたいと考えております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 遅れないように、適切な時期、冷房等支障を来すことがないように、更新をお願いしたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 失礼します。事業別概要書40 ページ上段の幼稚園一般管理事務費であります。これは、福部未来学園幼稚園の給食費に係ることであるというふうに言っとるわけですが、福部未来学園が、他の義務教育学校と違って、幼稚園からのも含めての、幼稚園・小学校・中学校の学園であるということで、これ、給食を一緒に作っておるために、何かその、ほかの園とは違う給食費になるというような解釈の部分補助するということなんでしょうか、確認です。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課、濱田です。まず、福部未来学園幼稚園の給食提供につきましては、先ほど委員さんおっしゃられたとおり、幼・小・中一体の施設ですので、こちらは、学校の給食センターで調理したものが提供されておりますので、学校給食の提供ということで、学校給食単価を用いての算定となっております。

一方で、公立保育園、その他の幼稚園につきましては、園での自園調理ということで、こちらは、別途、園の給食費として定めておりますので、その費用負担部分の差額を、このたび支援をさせていただくという内容でございます。

◆勝田鮮二委員長 岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 分かりました。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 すみません。42 ページ上段のB類疾病予防接種費についてお伺いします。これは、この令和8年度ですから、4月から、高齢者インフルエンザ予防接種のワクチンに、予防効果の高いワクチンが追加されるってということで、前回お聞きしたのでは、約7割の方が受けられるんじゃないかという見込みだっていうふうに伺ったんですが、ここのところをもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。全接種見込み件数が3万4,564件で、うち75歳以上が1万9,916件で、これの7割が見込まれるってということでよかったでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課、雁長です。ワクチンの接種見込みにつきましては、平野議員さんがおっしゃったとおりでございます。接種率を75歳以上、失礼しました、65歳以上の人口の約6割接種するということで3万4,564件、うち75歳以上が、これまでの接種率で、接種割合で見まして、年齢の構成で見まして、1万9,916件ということです。そのうち、高用量のワクチンにつきましては、現在使用しております、実施しております带状疱疹ワクチンで、生ワクチンと組換えワクチンの2種類ございまして、そちらの、より予防効果が高いと言われております組換えワクチンを選ばれた方が7割いらっしゃるということで、その7割という数字を、この高用量ワクチンにも同様に見込んで、接種件数を算出させていただいております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい、分かりました。その接種見込み7割のこの理由が分かりました。こういったところで、今回そういった高い、そういった可能性のある、いいワクチンができたということで、こういったことってというのは、もう接種される方っちゃうか、対象者の方には、接種券とか、そういうのと一緒に通知されているっていうふうな形でしょうか。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課、雁長です。インフルエンザワクチンは、秋開始になります、10月からの開始になりますので、9月に個別に接種券をお送りして、その中に説明した文書等も入れまして、周知を図ろうと思っております。また、同じタイミングで、市報のほうにも載せさせていただいたり、ホームページのほうにも掲載する予定にしております。以上です。

◆平野真理子委員 分かりました。以上です。ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、以上で質疑を終了します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 81 号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 引き続きまして、議案第 81 号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 今、今回は 3 歳以上に、小規模保育事業を 3 歳以上に、3 歳～5 歳に拡大するというか、3 歳～5 歳の事業を全国に広げていいですよということになるということなんです。市内では、ゼロ歳・2 歳の小規模保育事業が既に展開されております。それは、どういう事業者、あるいは法人というかがやっておられるのかということについてお聞きます。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課、濱田です。本市の小規模保育事業の実施法人でございますが、学校法人であったり、株式会社であったりというような法人が実施されております。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 全国的には株式会社が多く、このゼロ・2 歳の小規模保育事業のところに参入しているというようなことも言われていると思いますが、その点はどうでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課、濱田です。国の出している資料によりますと、株式会社が多いというような表現はちょっと見当たらないんですが、非営利法人もあつたりだとか、その他、様々な形態の法人が参入されているというような状況だと認識しております。

◆岩永安子委員 はい。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、以上で質疑を終了します。

討論はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 今回の 81 号は、国が規制緩和を取り払って一般化して、全国でやってもいいよということで、本市でも条例改正するということです。児童福祉法の 24 条には、市町村の保育実施責任と保育の公的責任をうたっています。やっぱり、私はこのゼロ・2 歳のところの小規模保育事業が、非営利法人、株式会社も含めて、民間企業が多く参入しているということを危惧します。今回、3 歳以上児、5 歳児の。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員、すみません。賛成か反対か、最初にお願いします。

◆岩永安子委員 はい、そうでした。反対です。反対の立場で発言します。今回、3 歳以上 5 歳児の保育事業を認めていくということですが、実際のところは、鳥取においてはこう募集をするわけではないということですが、条例改正はしておくということです。保育の公的責任という立場も、やはり大事にしていけないといけないというふうに思います。なので、反対します。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 私は、賛成の立場で討論させていただきます。これ、児童福祉法の改正に伴う

ってということですし、今までモデル事業でやっとなられて、この効果っていいですか、そういうのもしっかりあるし、原則として民間でできることは民間でやっていただくのが、私は一番じゃないかなと思っております。満3歳以上の保育認定子供が優先的に利用できるよう選考するものとするという、この要旨に賛同いたしまして、賛成いたします。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは、以上で討論を終結します。

これより、議案第81号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本案に対し、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆勝田鮮二委員長 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第82号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 引き続きまして、議案第82号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 82号の中で、今回、26ページの4のところとか、A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、集団心理療法の技術を有する者ってということで、こういう専門職を、やっぱり配置していかないとけないという背景について教えてください。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課、濱田です。このたびの規定の創設に係る背景につきましては、全国的に、保育所等における障害のあるお子さんであったり、医療的ケア児の受入れが大変増加している状況である中で、その多様なニーズを抱えたお子さんに対して、その特性に応じた専門的支援の充実や受入れ体制の強化、こちらインクルージョンの推進の観点になりますけれども、こういったところから、このたびの特例の規定が設けられるという流れになったものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 必要な専門職であるというふうに思います。保育施設や、それから若草学園ですとか、ちょっと違うのかもしれませんが、こういう専門職の方が、どのような役割を、おられるのかという、配置しておられるのか、どんなふうに力を発揮しておられるのかっていうようなところをちょっと教えてください。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課、濱田です。現在市内の公立、私立含めた保育施設であったり、若草学園であったりというところでの、今回規定の中に出てきております理学療法士等の職種の職員というのは、現時点では配置はされていないと認識しております。ただし、必要に応じて、外部の専門機関のほうから、こういった専門職の方が来られたりして対応することはございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 全国には、やっぱりいらっしゃるんでしょうかね。それは分からないでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課、濱田です。全国的な配置については、今、私のほうでは把握できておりません。申し訳ございません。

◆岩永安子委員 はい。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、以上で質疑を終了します。討論はございますか。

岩永委員、どうぞ。

◆岩永安子委員 はい。82号は、1つは、こども性暴力防止法に基づく条例の一部改正。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。賛成か、反対かを。

◆岩永安子委員 反対です。1つは、こども性暴力防止法に基づく条例の一部改正ですが、先ほど質疑をさせていただきました。多様なニーズに応える職種のね、配置というのは、必要な専門職に力を発揮してもらってというのは必要だと思いますが、保育士とみなして、代わりに認めるという中身になっておりまして、それは、やっぱり保育士の専門性をおとしめることにつながるんじゃないかというふうに思います。専門職の力は、プラスアルファで発揮をしていただく、やっぱり体制をつくっていくべきだというふうに思います。なので、この議案には、反対です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 私は、賛成の立場で討論させていただきます。本条例は、本市の現状を鑑み、先ほどもインクルーシブの観点からもというようなお言葉もありまして、よく考えられて、現場に合った基準を定めるものだというふうに理解できますので、決して、それで保育の、何ちゅうか、レベルが下がるといいでしょうか、等が起こるといようなことはないというふうに解釈できましたので、賛成とさせていただきます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 賛成の立場で討論させていただきます。本市では、依然として保育士が不足している中で、こういう多様な人材をサポートをしながら、保育ができるという状況は、これは時世といいますか、今の状態に即していると考えております。そのほかの条項についても、的確な改正となっておると考えますので、私は賛成いたします。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは、以上で討論を終結します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 これより、議案第82号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを採決します。本案に対し、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆勝田鮮二委員長 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 83 号鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆勝田鮮二委員長 引き続きまして、議案第 83 号鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆勝田鮮二委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第 83 号鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本案に対し、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- ◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 84 号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆勝田鮮二委員長 引き続きまして、議案第 84 号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

- ◆岩永安子委員 82 号、83 号、84 号、85 号、そのこども性暴力防止法に基づく条例の一部改正なんですが、この職員研修だとか、それから、子供が相談しやすい体制づくりというようなことが求められるというふうに思うんですが、被害の調査だとか、安全確保の義務づけされたことに、もちろん対応しないといけないんですけど、併せて職員研修とか子供が相談しやすい体制づくりが、私は求められると思うんですけど、そういうようなことは、どういうふうな指導だとか、研修だとかっていうことを考えておられるのかっていうのをちょっと教えてください。

- ◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

- 濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課、濱田です。研修につきましては、本市主催で、園長会などの機会を捉えた研修の実施などは考えておりますし、また、それぞれの施設、法人においても、それぞれの職員さん向けに内部研修のほう実施されるものと考えております。

また、相談体制につきましては、こちらのほう、それぞれ、施設のほうで考えての取組になるかと思いますが、例えば、定期的な面談を行ったりであったり、あとはアンケートの実施等で情報収集をしていくというようなやり方が考えられるものと思っております。以上でございます。

- ◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

- ◆岩永安子委員 私も、そんなにあれですけど、例えば水着で隠れるゾーンは、自分だけの大切

な場所だよというような、子供が何かあったときに、あっ、ここは私の大事なところっていうね、そういう人権尊重に基づく包括的な性教育とか、やっぱり保育の中で、そういうことがされてるから、相談もできるというようなことになるんじゃないのかなっていうふうに思うんですけど、そういうようなことについては、どういうふうに思われるでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課、濱田です。こちらのほう、このたびの一般質問で、平野議員さんのほうからも質問いただいた内容の一部でもあるんですが、それぞれ、児童へのそういった指導なりっていうところに関しましては、日頃の保育の中で、それぞれプールの活動であったり、様々な場面を通してですね、それぞれ個別なり集団での指導を実施しているところでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。平野議員さんの質問も、そういう思いで聞かせていただきました。ぜひ、子供たちのそういう関係というか、環境があって、いろんな安全つくっていけるもんだというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「ありません、なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、以上で質疑を終了します。

討論はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 82号と同じように、この児童福祉施設の84号においても、保育士とみなしてっていうことで、理学療法士や専門職を。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員、賛成か反対を、最初にお願いします。

◆岩永安子委員 すみません、何遍も。反対です。自分だけ分かっと思ってすみません。反対です。82号と同様に、専門職の理学療法士等を保育士とみなして、代わりに認めるということについては、賛成することができません。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 私は、賛成の立場で討論させていただきます。そもそも、これは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置ということで、一歩進んだ改正ではないかなという観点がありますし、先ほども申し上げましたが、現在、保育士が不足している現状の中で、やはり多様な人材を、こうしっかり保育士のサポートの下、できるということは、現在の鳥取市の保育に必要なことではないかなと考えるものでございますので、これは、賛成いたします。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 私からも賛成の討論させていただきます。今の反対の中では、保育士とみなすことについての、そこに疑義を、疑義の部分が発言されたと思うんですけども、この改正内容の中を、もう一度詳しく見ますとですね、見ますといえますか、理解しますと、ただし書がありまして、保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととするというふうな形で、今のすごく不安、案じられた部分については、しっかりその辺りもフォロー

一してやるっていうところがありますので、賛成、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、以上で討論を終結します。

これより、議案第 84 号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを採決します。本案に対し、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆勝田鮮二委員長 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 85 号鳥取市認定こども園に関する条例等の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 引き続きまして、議案第 85 号鳥取市認定こども園に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし、ありません」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 85 号に、反対の立場で発言いたします。理由は同じです。こども性暴力防止法に基づく条例の一部改正ですので、その部分については賛成ですが、専門職、理学療法士等の専門職を保育士とみなしてっていう中身になっておりまして、保育士の専門性をおとしめることにつながり、反対いたします。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 私は、賛成の立場で討論させていただきます。先ほどと同じようなことになるですけど、本市の現状を鑑みての条例改正ということでありまして、いわゆる免許状というもの、あるということであっても、ほかの、今までにない部分のその仕事といいましようか、任されるということに対して、何らか研修なり、その方々も勉強されると思うわけで、ただただ、免許状がある・ないということだけで、そこを決めてしまうというのはよくない、この条例に従うべきではないかという意味で、賛成させていただきます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、以上で討論を終結します。

これより、議案第 85 号鳥取市認定こども園に関する条例等の一部改正についてを採決します。本案に対し、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆勝田鮮二委員長 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

- ◆勝田鮮二委員長 引き続きまして、議案第96号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆勝田鮮二委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第96号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案を承認される方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- ◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め、本案は承認すべきものと決定されました。

以上で、健康こども部の審査を終了しますが、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆勝田鮮二委員長 それでは、健康こども部の皆さんは退席をお願いします。お疲れさまでした。

それでは、暫時休憩しまして、入替えのとき、トイレも済ませといてください。一応11時ということで、よろしくお願いします。

午前10時43分 休憩

午前10時58分 再開

【福祉部】

- ◆勝田鮮二委員長 それでは、福祉部に入ります。

議案審査に入ります前に、池上福祉部長より挨拶をいただきたいと思います。池上部長。

- 池上朱美福祉部長 福祉部長の池上です。本日は、6月18日の委員会で御説明を申し上げました議案5件につきまして御審議をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

- ◆勝田鮮二委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

- ◆勝田鮮二委員長 それでは、議案審査に入ります。説明については、前回の委員会で既にいただいております。

それでは、議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

- ◆岩永安子委員 事業別概要30ページの上段の持続可能な権利擁護支援モデル事業費について聞きます。この予算は2つの、身寄りのない方への対応事例集、それと、身寄りがない方への

支援ガイドブックを作るということです。まず、身寄りのない方への対応事例集、医師会へ委託をして作るということですが、どのような方法で作っていくのか、まずお聞きします。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課、松本です。この対応事例集につきましては、医療機関ですとか、介護事業所の方の御意見っていいですか、これまでの身寄りのない方の対応をどのようにされていたかというようなお話をお聞きしながら作ることとしておりまして、現在、医療・介護連携の業務を委託しております東部医師会のほうに委託して事業を実施することとしておるんですけれども、やはり医療・介護連携の事業をしながら、そういった医療関係者ですとか、介護関係者の方とのつながりもある東部医師会さんのほうに、調整役といいますか、そういった作成に係る業務を委託して行いたいと考えております。

具体的には、東部の市町と一緒に作るものとなりますので、東部の市町の職員、担当職員さんともお話をしながら、医療機関、介護事業所等との対応についての事例を集めまして、作成後は、医療や介護の職員の方が困られたような事例が発生した場合に、ほかのそういった参考になる事例として見ていただいて、こういった支援で困ったときは、こういう支援先に相談すればうまくいってるんだなというようなところで、業務のほうに参考にさせていただいて、身寄りのない方をはじめ、高齢者の方が、皆さんが、そういった公平性のある医療・介護のサービスを受けれるように活用していただけたらなというふうに考えているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 集団で作っていくということで、そこに市の担当課も関わっていただくことになるのでしょうか。

あと、これ、出来上がったものは、どこで、どこに配って使っていくことになりますか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課、松本です。作成に当たりましては、担当の、東部の地域の市町の担当職員も関わりながら作成していくこととしております。

それから、作成後の事例集ですけれども、やはり医療機関、東部の医療機関、それから、介護の事業所さんのほうにはお配りしたいと思っておりますし、ホームページのほうでデータを公表しまして、いつでも見ていただけるような形にしたいというふうに考えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 いっぱい事例があると思いますので、ぜひ、参考になるものに作っていただきたいと思います。

もう一つの、身寄りがいない方への支援ガイドブック、こっちなんですが、これは、まず、誰向けに作るものなのかというところを、まず教えてください。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課、松本です。このガイドブックにつきましては、身寄りのない高齢者の方をはじめ、高齢者の方、皆さんに活用していただけるものと考えております。今、身寄りがいない方に限らず、今後、病院に入られたりとか、介護施設を利用されたり

というようなことが考えられます方が、こう、そうになったときに、急に困らないように備えていただける内容にしたいと考えておりまして、身寄りのない方をはじめ、高齢者の方に広く活用していただける内容にしたいと考えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 広く高齢者の方に、いざというときというか、に考えて、こんな、こんな制度がありますよとか、困ったときはみたいなことで、どこに相談したらいいのかみたいなことの中身になるのかなと思います。きっと、出来上がって、出来上がる時には、この身寄りがない方への支援ガイドブックっていう、この題がですね、ちょっと、えっ、私、とかって思われなように、やっぱり高齢者の皆さんに、みんなが意識しないといけないことなんですよって分かるような題のほうがいいなと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 私も、すみません。私も30ページ上段の同じところなんですけれども、すごい期待されてると思うんです。こう市民の方見ましても、お独り暮らしで高齢の方が増えてきていますし、ささいなことでも、何かしら自分で困り感を持ってらっしゃる方がいるかもしれませんので、そういう方に速やかに届くように、配慮をお願いしたいなと思います。意見です。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 少し気にしていますのはですね、今回のガイドブックが、身寄りのない方への支援事業ということで、令和8年度から、鳥取市がモデル事業、権利、持続可能な権利擁護支援モデル事業をやってるんですけど、少し、その進捗状況とか、それから、これとの、このガイドブックとの、あくまでモデル事業なので、あんまり関係がないほうが、私はいいじゃないかと思っておりますが、このモデル事業が、今どうなっているのかっていうことも、少し、直接この事業ではないですが、全く出てこないの、状況を少し報告していただけるといいなと思うんですけど、お願いします。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課、松本です。この、現在実施しておりますモデル事業でございますが、7年度からスタートしておりまして、7年度は、単身高齢者の実態調査ですとか、支援される側の医療機関さんや介護事業者さんとの意見交換等をさせていただきながら、8、令和8年2月13日に、NPOひとしずくさんのほうに窓口を設置して取り組んでおります。

相談の支援件数としましては、2月、その開設の2月～5月末までで相談を対応した件数は、81件になっております。そのうち、相談に来られた方ですけども、一番多いのは、本人さんが来られておられますが、相談をされておられますが、家族ですとか親戚の方っていうような方も、こういった事業について興味を持たれて、お話を聞くような相談も受けておるところです。

内容については、この事業についてのお問合せが一番多くはなっておりますけれども、実際の支援に関する相談としては、身元保証っていいですか、入院時等の身元保証に関する相談が

多くなっている傾向です。直接事業所に来られるというよりも、電話のほうが相談が多くなっておりまして、電話での相談のほうが件数が多くなっているところでございます。

現在、昨日時点で、実際に契約をされた方、件数は2件になっております。やはり、お一人に係るヒアリングって、アセスメントっていうんですけれども、その方の事情等をお伺いするのに時間がかかりますので、なかなか契約というところになると、時間をいただいているところでした、その方の、その御家族の状況ですとか、体の状況ですとか、求められる支援というようところで、具体的にお話を聞きながら進めさせていただいているところです。以上です。

すみません、それから、モデル事業との、このガイドブックとの関わりですけれども、このガイドブックの作成につきましては、県の補助金を活用して行う事業となっておりますけれども、県のほうが、身寄りのない高齢者の方の支援をされる自治体に対して出される補助金ということで、こういった事例集ですとか、ガイドブックですとかの作成について補助を出していただけるということになります。

このモデル事業を進めながら、その身寄りのない高齢者をはじめ、地域の高齢者の方が、どういった生活支援を求めているのかといったような具体的な支援内容ですとか、抱えておられる課題ですとかを把握しながら、そういったことを踏まえて、事例集であったり、ガイドブックであったりを作成していきたいというふうに考えておりまして、そういったところで、モデル事業と、この事例集等の作成というのを、関わりを持ちながら作っていきたいなというふうに思っているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。81件相談があつて、契約は2件だったっていうのはいろいろ調べるのに時間がかかるということと同時に、やっぱり対象が非常に狭いというか、ということが原因なのかなと思ったりするんですけど、そういうふうな理解でいいんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課、松本です。対象、すみません、この相談を受けて、実際の契約、支援までつながる間のその方の状況の把握に、やはり時間がかかります。そうですね、実際には、どういった生活をしておられるのかといったようなところからお聞きするような形を取りまして、それから、どういった支援が必要な方なのか、こうこの先、どこ、入院されたとき、例えば施設に入られたとき、亡くなられたとき、そういったところを想定をしながら、その方の考えを丁寧にお聞きしておりまして、来られたときに、身寄りがない方っていうのは本当は少なく、必ず何か御家族があったり、親戚があったりっていう方が多いです。そうなった場合は、その御家族との関係、支援ができる体制があれば、やはりその支援のほうを優先していただくとかいうふうに、一つ一つ事例が異なつて、対応が、いろんなパターンっていいですか、事例があるので、そこにちょっと時間がかかるというところで、今のところは、その件数自体も、その相談業務も、そこまで件数がまだありませんので、こういって、契約まで2件できてますけれども、今後、相談件数等増えれば、対応が大変になるかなというふうには思っておるところでした、今のところは、皆さんに丁寧に対応しながら、契約になったのが2件というふうなところになっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 契約すると、具体的に、ひとしずくさんに、例えば何をやってもらうっていう中身になるんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課、松本です。ひとしずくさんが、直接支援をされる、見守り支援ですとか、そういったところの支援をする場合と、それから、やはり、ひとしずくさんではなくて、専門的な機関のほうにつないだりっていうようなところもあります。いろんな、ひとしずくさんだけでは支援はできませんので、いろんな機関とつながりを、今、連携体制を広げながら事業をしておりまして、ひとしずくさんだけに、こういった支援をするのではなく、地域のいろんな関係機関と連携しながら、ひとしずくさんからつないだりっていうようなところでやっているものです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 すみません、今の関連してなんですけど、先ほど、次長さんの説明の中で、身寄りがないと思っていたら、実はあったりしてっていうようなお話がありまして、そういうことを丁寧にされてるんだなってこと、よく分かったんですが、その中で、今お話のあった、つながりの連携を広げながら、例えば地域の関係機関につなげるとかってあるんですけども、例えば、具体的に言えば、身寄りがないと思っていたら、実はあったというところに、でも、本人は、なかなかそこにつながりにくかった場合とか、そういうケースもあるのかなと思ったりして、そういうときにも、そういうところまで手を打ってくださるっていうか、そうやってくださるんでしょうか、その人間関係のところに入って。すみません。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 委員長。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課、松本です。そうですね、御本人さんは、例えば御家族、親戚の方とかに頼りたくないっていういいますか、っていう気持ちがあったとしまして、だけど、逆に親族さんのほうは頼ってほしいっていうような場合もあったりします。そのときは、本当にどうするのかっていうところは、ひとしずくさんのほうも悩まれるところではあります。基本的には、やはり支援される、支援できる御家族がおられる場合は、そちらの方との支援を大切に持ちながら、やはり本人さんが支援を受けたくないっていうことであれば、こう何っていうんですか、必要なときには登場していただくっていうような調整をさせていただいたりして対応しております。やはり判断に迷うことが多いので、運営協議会っていういいますか、つくっております。専門職さんに入っていて、その都度、事例について御相談をさせていただきながら、専門的な意見をいただきながら対応しているところでございます。以上です。

◆平野真理子委員 分かりました。ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 加嶋です。関連して、私も1つ意見だけ言わせてください。今、平野委員も言われたとおりなんですけれども、なかなか一般的に、権利擁護っていうことが、まだ浸透してなくて、私も、輝なんせ鳥取の講習ですかね、それを聞きに行って、初めて権利擁護とい

うものを教えてもらいました。恐らく、これも、この後、民法大改正があるたびに、保佐・補助・代理っていうのは変わってくるので、やはり専門家の方に相談をしていかないといけない部分が出てくる。そして、人権のほうの観点からいうと、3人以上の世帯より、高齢者2人のみとか、高齢者単身世帯っていうものの割合が、これが増えてきていると。高齢者2人の世帯っていうのは、介護、看護、何かを通じて、必ず高齢者単身世帯に、ごめんなさい、必ずっていうのはおかしいけど、十中八九、もう高齢者単身世帯になることも分かっています。今、この81件っていうものは、必ずもう増えていくだろうっていうことは見込まれています。だから、県も、この地域の絆推進支援事業補助金ですか、すんなり10分の10通ったと思いますけれども、今年から始まった、当初の600万に、この100万円を上乗せて、ここで支援モデル事業をやっていくけども、この支援ガイドブックも、この先、活用する方法を、地域まるごと会議であるとか、ほかの庁内の者と相談していただいて、どういう活用のほうがいいのか、せっかくいいものを作るはずですので、それを岩永委員が心配されてたとおり、どこに、誰に配るのかっていうこともきっちりと話した上で、有効な使い方をしていただいて、福祉の向上に努めていただけたらと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 私は、民生委員事業費のところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

6万4,000円になったということで、これは、国の交付税算定基準が変わったということなんですけども、この経過といいますか、その辺がお分かりなら、ちょっと教えていただけないでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 小森次長。

○小森毅彦次長兼地域福祉課長 地域福祉課、小森です。この民生委員の活動費でございますが、現在は、6万200円という単価でございますが、これは、令和2年度からの単価でございます。その後、不安定な国際情勢などの影響を受けました、ガソリン価格の高騰ですとか物価の高騰、そういったことで、だんだん民生委員の活動に係る経費が増加しているというようなことを踏まえられまして、国のほうでも検討がされまして、この4月から、6万4,000円に上げられたというような状況でございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 令和2年度～令和6年度までは、消費者物価指数は、令和2年度を100とすると、6年度では109.5と、9.5%伸びとるような状況です。今回の、これは9.5%にはちょっと及んでないという状態で、私の調べたところによりますと、鳥取市の民生・児童委員さんは516人が定員ですかね。そのうち、今日の資料を見ると485人っていうことで、94%近くがあるのかなとは思いますが、100%にはなっていないということで、まず、私が言いたいのは、国が同じ金額でするのはいかなものかと。鳥取市なんか、中山間地域を多く抱えとってですね、集落と集落の間が物すごく離れておったり、結構エリア的にも広いですよ。それと、コンパクトなシティーのとは、これは、やはり地域の実情に合った適切な地方財政措置を、市としてもしっかりと国に上げていただきたいということが1点です。

もう一点は、やっぱり生活、この民生・児童委員さんっていうのがおられ、成り手がないと

いう状態の中で、現在、高齢者がですね、再雇用だとかですね、長いこと勤められるわけです。そういうことになると、やはり会社とか企業とかのが、その社員が民生委員活動の支援をしっ
かりしていただく企業なんかをですね、しっかりこう登録制度とか、そういうイメージアップ
を行うと企業の利点もありますし、そういうことで、登録企業には、何らかのメリットをされ
たりですね、そういうことで確保していかないと、今後も、本当に80代の民生・児童委員さん
とかですね、おられますけども、やはりちょっと難しいんじゃないかなと。これから、50代、
60代、60代も、60定年よりも延びて、65、70になってきょうるわけですので、この辺で、登
録企業さん、会社とか、企業とか、事業所、もう市役所もそうなんですけども、兼務ができる、
そういうところには、それなりの支援をいただける、支援といいますか、メリットがあるやとい
うような制度をつくっていただけたらと思います。以上です、意見です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 関連して、同じく民生委員事業費について、重ねて質問してまいりたいと思
います。先ほどの増額になった理由のところは少しお話しいただいたんですが、具体的にですね、
この実費保障分としてですね、この3,800円ってところが、どのように算定されて、3,800
円にまらなかったものかっていうのが分かれば教えていただきたいです。

◆勝田鮮二委員長 小森次長。

○小森毅彦次長兼地域福祉課長 地域福祉課、小森です。この3,800円の増額でございます。こ
の民生委員の活動費でございますが、先ほどもございましたけれども、地方交付税の算定基礎
額の変更によるものということで、これは、国のほうで、全国のその民生委員の活動の状況な
んかを踏まえられまして、今回増額にされたものでございます。もちろん、全国いろんな、そ
の地理の環境ですとか、担当地域でも、いろいろ中山間があつたり、それから、平地であつた
り、いろんなその地理的な要因なんかもございますけれども、やはりその活動、民生委員さん
のその活動の内容にもあるんですけれども、活動費については、やっぱり民生委員ごとに様々
ってということがございます。そういったことを踏まえまして、やはり国としてもですね、一般
的なその民生委員の活動に係る経費としてはこれぐらいということで、そういったことを参考
にされまして、地方交付税の基礎額とされたところでございます。

この3,800円については、こう幾らで、もう積み上げて、この3,800円になったかっていう
ところまでは明らかにされてないんですけれども、そういった、一般的なその活動経費として
は6万4,000円が必要だというふうに、国のほうが判断をされて設定されたというふうに認識
しております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 具体的なですね、こう積み上げのものについてまでは分からないっていうとこ
ろをお伺いしたんですが、先ほどの西尾委員さんもおっしゃられたように、この鳥取市の中の
その地形的な状況見ますとですね、本当に片道行くのに1時間ぐらいかかってしまうような、
そういうすごく谷あいの多い中山間地域が広がってるのが、このうちの鳥取市の現状だと思
います。

一方ですね、松江市なんかは目を向けますと、今回、きっと調べておられると思うんですけ

ども、松江市は1万4,000円の上乗せをされたというところがありまして、これ、全国的に見てもですね、今注目を受けてるような金額でもあります。

そういう周りも見ますし、あるいは、先ほど私、地形的な条件を言ったんですけども、さっきも権利擁護の話もあったようにですね、民生委員さんの活動っていうのは、これから権利擁護に関するような活動も増えてまいると思いますし、あるいは、鳥取市、本市なんですけども、地域計画などにうたわれてるようですね、かなり多彩なといいますか、多くの活動を担ってるっていうのが、今の現状だと思うんです。その辺、これから増えてくるであろう、その活動の内容、それから、鳥取市のこう地勢的な関係、それから周りの、その松江での、こう増額したような内容っていうのを見たときに、実際、そういうのを考えたときには、本市もですね、国が決めたからというものに合うのではなくて、もっと積極的にですね、ここは打ち込んだほうが、フォローしてあげたほうがいいと思うんですけども、その辺についてお考えはありますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 小森次長。

○小森毅彦次長兼地域福祉課長 地域福祉課の小森です。この民生委員の委嘱とか解嘱に関わる事務というのは、都道府県と政令指定都市と中核市が担っておりまして、鳥取県につきましては、中核市であります鳥取市と、それから、鳥取市を除く18市町村の事務は、県のほうが担っておりまして、鳥取県におきましても、今年度から6万4,000円に引き上げられるというふうに伺っておるところでございます。やはり、鳥取県内には、中山間地、山間地を多く抱えてる市町村もございますので、そういったことを踏まえられまして、県としても6万4,000円に上げられたというふうに認識をしております。

県外に目を向ければ、そういった松江市の御紹介もございましたけれども、そういったいろいろな、その地理的な要因ですとか、別の要因なんかもあると思います。例えば、その経費がいろいろかかったりとか、民生委員さんにいろいろお願いをしてる関係で、もっとその経費がかかるとか、そういったいろんな事情があつての判断だというふうに認識をしております。

鳥取市といたしましても、もう今後、その民生委員さんの御意見も聴きながらですね、必要なその支援というのは、この民生委員さんの個々にお配りする、その活動費もあるんですけども、地区の民生委員協議会にも補助金を出させていただいておりますので、そういったところでも手厚く支援をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 お話しいただきましてありがとうございますといいますが、今後、また手厚くなるような形で検討はしていただけたらと思うんですが、あと、その検討するに当たりまして、先ほどおっしゃいました、その民生委員さんの活動でもですね、例えば、この旧鳥取市域の中での活動、あるいは、新市域の中での活動っていうのは、かなり色が、色といいますか、内容がかなり違ってる場面もあると思うんですね。その辺、一人一人の民生委員が、今こういうのを、私は仕事しなきゃいけないんだよみたいなメニューを見たときにですね、かなりの数を持っておられた民生委員さんがいらっしまして、これ2年、2年ぐらい前にお聞きした話ですけどね、ここまでは自分ではできないと、ここまで調べられないというふうな、ちょっと荷に

感じて、負担に感じていらっしゃるような方もいらっしゃいました。それを詳しく聞いていくと、どうも、その地域の特徴なのかもわかりません。っていうことは、これだけ広い鳥取市でありますので、今の全国一律にもならない話ですし、こういった中核都市である鳥取市であってもですね、一律にはならない部分もあると思います。なので、本当にその辺を隅々まで、もう中山間地域の一番奥の奥まで考えた中で、民生委員の、これから役割といいますか、お願いしなければならない役割として、先ほどありましたけども、今、定員に対して31名ほど、今、鳥取市は少ない状況でもありますので、31っていうのは、かなりの数だと思います。その辺をフォローするに当たっても、しっかりと検討していただきましてですね、地域福祉を担っていく方を大切に増やしていけるような、そのような形でお願いしたいということを、要望ですけども、そういうことでお願いいたします。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 1件、ちょっとすみません、29ページの上段の地域医療介護総合確保事業補助金というところなんですけども、これ、質問なんですけど、これ、補助金がですね、10分の10ということで、全額ですね、基本なんですけども、その施設に対する施設整備であつたりとかですね、そういった辺りを補助していくっていうことで理解しているところなんですけど、これ、ちょっと説明のときに、私聞けてなかったと思うんですけど、どこの施設が、まず、これ対象になって、もし、それ、施設の整備があるとしたなら、例えば、その入居者の数は何人ぐらいのスペックを持っておられるのかですね、どのような規模のですね、サービスっていうのを期待させてもらっているのかなっていう辺りを聞かせていただけたらと思います。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課、松本です。この事業ですけれども、第9期の介護保険事業計画に整備計画を定めておりまして、地域密着型の認知症対応型共同生活介護ですとか、小規模多機能の事業所ですとか、そういったところを、整備計画を計画のほうに定めております。それに基づいて整備を進めるに当たって、この対象となる事業所を、整備される事業者に対して補助金を出すという制度になっておりまして、毎年、計画期間3年間あります。3年間で整備を進めたいと考えておりまして、今年度、最後の年なんですけれども、まだ整備ができていない事業所、計画どおりできてない事業所がありまして、その介護サービスの施設ができていない、ありまして、そこを、一旦そういった整備をされる事業者を公募をさせていただいて、その公募に申込みっていいですか、事業所を開設しますっていうようなことで事業者が申込みをされた事業者に対して、市のほうで、この適切なサービス提供ができるかといったようなところを審査しまして、その審査に通って選定された事業者に対しての補助を出すという制度になっております。ですので、予算としては、その計画に基づいた整備が行われるものとして要求をしております。ですので、実際、現時点で、どの施設が整備をされるといったことは決まっていなくてですね、これから事業者の選定等を行って決めていくということになります。毎年この時期が、どうしても年度の途中になりますので、大きな整備になると、どうしても繰越しといったようなところが出てきまして、その繰越しのところの説明においては、この事業者さんがどういった施設を整備されて、何人の定員でっていうようなところで、委員会

のほうに御報告をさせていただいているところです。これから事業者が決まるという事業になっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 ありがとうございます。補助金の 10 分の 10 というところで、4 億円ということで、かなりの額を補助金として投入していくわけなんですけども、やはり、その補助金を活用した上では、この本市の中での、その介護、介護に関するところのですね、どれほどの効果というんですか、どれだけその受入れ人数の体制ができたとか、介護サービスがこれだけ充実したとか、それをやっぱり期待して補助を出していつてるところを思いますので、その辺り、この補助をしつつ、本市のそのサービスの充実度が、どのくらい変わってきたかっていう辺りがですね、分かるような形にしていいただければ、本場で後からでも分かりやすいなと思いますので、そういうのが、もし分かれば、また今後教えていただけたらと思います。これは要望であります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課、松本です。すみません、説明が不足しておりました。申し訳ございません。この補助金ですけれども、県のほうから補助金が、財源が、基金を活用した財源が来るんですけれども、この補助要綱としまして、施設の定員ですとか、面積ですとか、そういったところで単価が決まっております。ですので、その単価で、定員等で算出した単価での補助額を事業者に交付させていただきますので、事業者のほうも、幾らかの持ち出しをしていただいて整備をしていただくというふうになっておりますので、県からの財源を活用して、させていただきますが、事業者も負担をいただいているということでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 そこ、私の認識不足でございました。今の説明でよく分かりました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（なし）と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、以上で質疑を終了します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第 75 号令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 76 号令和 8 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 引き続きまして、議案第 76 号令和 8 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第 76 号令和 8 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算を採決します。本案に対し、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 78 号令和 8 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 引き続きまして、議案第 78 号令和 8 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 事業別概要 78 ページに、後期高齢者の方で、84 歳以下のマイナ保険証を活用、84 歳以下でマイナ保険証を活用してない人、85 歳以上の全てに、今回、資格確認書を送付するという事で、307 万 9,000 円です。特定記録郵便は 210 円プラスになるのかなと思うんですが、この 307 万 9,000 円の内訳を教えてください。

◆勝田鮮二委員長 竹内課長。

○竹内 大保険年金課長 保険年金課、竹内です。307 万 9,000 円の内訳ということでございます。こちらにつきましては、資格確認書の発送がですね、1 万 3,700 通ということでございます。こちらは、特定記録郵便ということで発送いたします。区内につきましては 306 円、区外につきましては 320 円ということで、合計いたしまして、資格確認書の区内の金額が 565 万 4,880 円、区外につきましては 147 万 8,400 円ということになります。

また、資格情報のお知らせにつきましては、こちらが合わせて 8,200 通ということでございます。こちら、これは、こちらは普通郵便になりますので、区内については 96 円、区外については 110 円ということでございまして、区内については 62 万 9,760 円、区外につきましては 18 万 400 円ということでございます。

あとは、これは、年次発送の分についてございまして、月次発送の分もございます。そちらについても予算計上しておりますが、こちらは、合計しまして 102 万円ということでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません、区内と区外っていうのは何でしょうか。

◆勝田鮮二委員長 竹内課長。

○竹内 大保険年金課長 保険年金課、竹内です。区内っていうのが、郵便番号で、主に鳥取市内のものになるんですけども、鳥取市内といいますか。

（「中央郵便局」と呼ぶ者あり）

○竹内 大保険年金課長 郵便局の、はい。

（「中央のか」と呼ぶ者あり）

◆岩永安子委員 郵便局に、ああ。

○竹内 大保険年金課長 はい、管轄でということになるんですけども、その区内でまとめると、若干単価が安くなるというようなことでございまして。そういうものでございます。以上です。

◆岩永安子委員 はい。いいです。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第78号令和8年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算を採決します。
本案に対し、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第86号鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 引き続きまして、議案第86号鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 86号ってところの児童等対象業務従事者、障害児と接する業務に従事する者のうち云々と書いてあるんですが、指導員、いわゆる指導員さんというふうに理解したらよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室の山形です。先ほど、岩永委員がおっしゃっていただいた、児童指導員というふうなことでおっしゃっていただきましたが、直接の子供に対応します職員ということで、児童指導員というふうなことはございまして、保育士資格を持っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そのように理解していただけたらよろしいかと思います。以上です。

◆岩永安子委員 はい、分かりました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、以上で質疑を終了します。討論はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。これは、こども性暴力防止法に基づく条例の一部改正ですので、賛成します。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、以上で討論を終結します。

これより、議案第 86 号鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを採決します。本案に対し、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 引き続きまして、議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。討論はございますか。

（「ありません、なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案を承認される方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め、本案は承認すべきものと決定されました。

以上でよろしいでしょうか。そのほか何かございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。令和 8 年度の障害福祉サービス、B 型事業所のサービス報酬の改定について少しお聞きしたいんですが、担当課に。よろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 後で資料を出していただく方法もあるんですけど。今、求めますか。

◆岩永安子委員 じゃあ、何を聞きたいのかだけ。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。6 月 1 日でサービス報酬の改定がされとって、特に B 型事業所が、こう細分化されて、報酬が、国のほうが出し過ぎとったという評価なんですけど、それで、細分化されて、事業所に対しての、まず説明がどうなっているのかということと、それから、今までよりも報酬が下がってしまった事業所があるのかどうか。6 月 1 日ですので、これからのことになると思うんですが、計算上でいくと、下がることになって大変だということのような声を聴いていらっしゃるかどうかというようなことを、ぜひ聞きたいなと思いました。以上です。

◆勝田鮮二委員長 確認します。3 点でよろしいですね。

◆岩永安子委員 そうですね、はい。

◆勝田鮮二委員長 B 型に対してのその説明の件と、報酬が下がった事業所はないかどうか、それから、それで困った事業所等はないのかあるのか。

◆岩永安子委員 はい。

◆勝田鮮二委員長 その3点でよろしいですか。ということでございますので。資料提供のほう、よろしく願います。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、これで福祉部を終了します。福祉部の皆様は退席ください。お疲れさまでした。

【その他】

陳情の不採択理由の確認について

◆勝田鮮二委員長 それでは、陳情の不採択理由の確認についてに入ります。委員会で不採択となりました陳情の不採択理由を確認したいと思います。不採択理由（案）をお手元に配付しております。皆さん、いかがでしょうか、御意見とか修正とかあれば、意見を下さい。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 私は、反対の討論しましたんで、私はこれでいいと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 じゃあ、このとおりに不採択理由を決定いたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員会視察報告書について

◆勝田鮮二委員長 続きまして、委員会視察報告書についてに入ります。

まず、議長に提出する委員会視察報告書についてです。前半の委員会でお配りした視察報告書について、委員の皆様から御意見はございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 的確に書かれておりましたので、私はこのままでいいと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 それぞれがまとめておられるので、いいと思います。

◆勝田鮮二委員長 それでは、このとおり、議長に提出します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 続きまして、議会だよりに掲載する視察報告の原稿についてです。原稿案をお配りしておりますので御意見を願います。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 もしかしたら、自分が書いた分かもしれんですが、一番最後のところです。本視察を通じて、支援を必要とする方に届けるための制度設計について、ちょっと。

◆岩永安子委員 この文章をですね、終活課題の解決に向けた制度設計について理解を深めたっちゅうことでどうだろうかと思いますが、どうでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 岩永議員の言われたの入れたほうが、丁寧で分かりやすいと思うので、訂正して、それでいいと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほか御意見はございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 私も、今の整理された内容でいいと思います、

◆勝田鮮二委員長　じゃあ、それでは、一部修正。言われた終活支援の文字を入れて、議会だよりの原稿としたいと思います。

次に、議会だよりに掲載する写真についてです。写真案をお配りしております。御意見を下さい。

◆勝田鮮二委員長　西尾委員。

◆西尾彰仁委員　右のね、みんなが並んどるっちゅうのが、どうかなと思うので、こう左1枚が、もうこうやってみんなが見て、こう視察して歩いとるような状況に変えるか、左1枚にしてもらったほうが。みんながそろってこう、はい、行きます、記念撮影ですみたいなのは、何かどうかなと思います。以上です。

◆平野真理子委員　賛成。

◆勝田鮮二委員長　そのほか意見を下さい。

◆岡田　実委員　私もそう思います。

◆勝田鮮二委員長　それでは、写真のほうは、皆さんが写ってる、意見交換してる①番のほうを採用させていただきたいと思います。たくさん写真あるんですけど。みなさんの写ってるのが比較的少ないですね。じゃあ、①番ということでさせていただきます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長　ありがとうございます。そのほか、皆様からは何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長　以上で福祉保健委員会を終了します。お疲れさまでした。

午前11時58分　閉会

令和 8 年 6 月定例会 福祉保健委員会

(議案審査)

日 時：令和 8 年 6 月 2 6 日 (金)

1 0 : 0 0 ~

場 所：本庁舎 7 階第 1 委員会室

健康こども部 (1 0 : 0 0 ~)

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 75 号 令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 2 号)【所管に属する部分】
- ・ 議案第 81 号 鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ・ 議案第 82 号 鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- ・ 議案第 83 号 鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ・ 議案第 84 号 鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- ・ 議案第 85 号 鳥取市認定こども園に関する条例等の一部改正について
- ・ 議案第 96 号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

福 祉 部（健康こども部終了後）

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 75 号 令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算（第 2 号）【所管に属する部分】
- ・ 議案第 76 号 令和 8 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第 1 号）
- ・ 議案第 78 号 令和 8 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 1 号）
- ・ 議案第 86 号 鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- ・ 議案第 96 号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

そ の 他（福祉部終了後）

- ・ 陳情の不採択理由の確認について
- ・ 委員会視察報告書について